

児童相談所の設置について

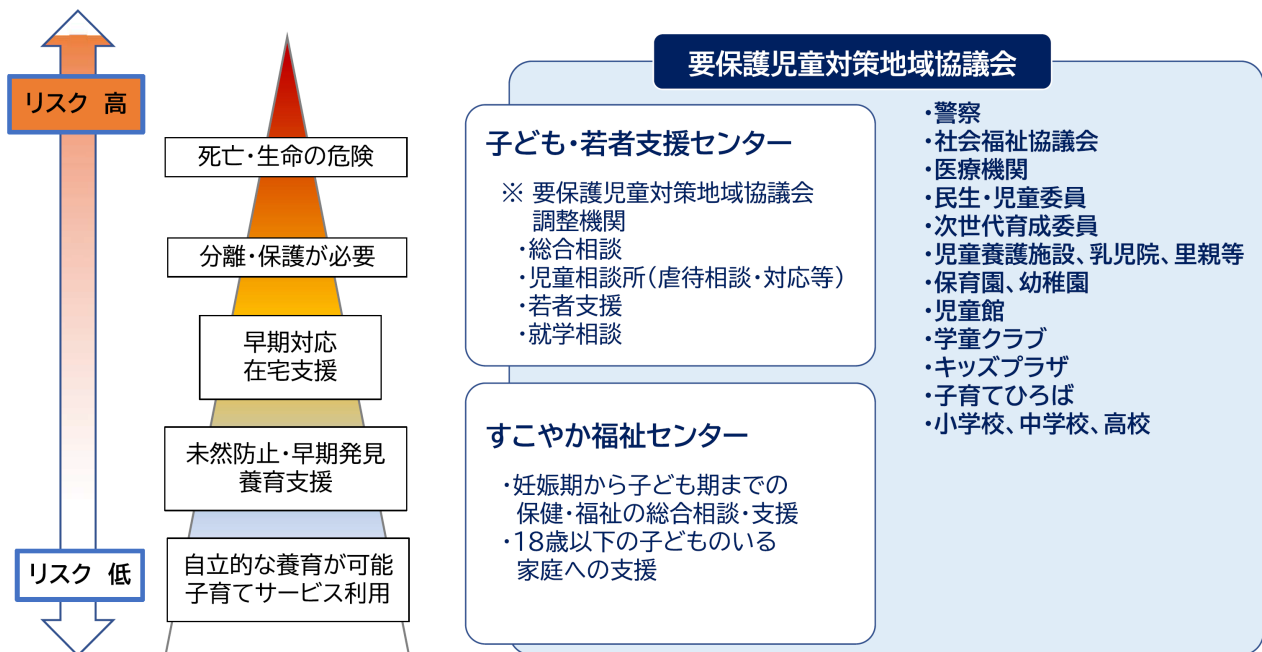
令和3年8月6日、児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第228号）が公布され、区は令和4年4月1日に児童相談所設置市となる。

児童相談所の設置について、以下のとおり報告する。

1 子ども・家庭を支えるしくみ

区は、児童相談所を設置することにより、市区町村の子ども・家庭相談機能に加え、子どもの一時保護や措置等の法的権限を有することにより、一貫して迅速な児童虐待等への対応ができる体制を構築する。また、すこやか福祉センターによる身近な地域でのきめ細かい相談・支援体制を継続するとともに、関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会の連携を強化し、子ども・家庭を支えるしくみの一層の充実を図る。

子ども・家庭を支えるしくみ 概念図



2 運営基本方針

(1) 基本姿勢

私たちは子どもの命、安全を確保した上で、子どもの夢と希望を実現するため、あらゆる人と手を携え、子どもの最善の利益が達成できるよう、努めます。

(2) 基本方針・取組

- ① 子どもの命、安全を最優先に行動します。
- ② 子どもに会い、夢と希望を教えてもらうことから始めます。
- ③ 家族が主体的に子どもの安全を創り、夢と希望を実現できるように支援します。
- ④ 支援者、地域、関係機関と手を携え、支援の隙間に落ちることのないよう、家族の取組を支えます。
- ⑤ 専門性を高める努力を惜しまず、常に実践から学び、児童福祉の専門家として誇りを持って職務に取り組みます。

3 組織及び人員体制

(1) 組織（カッコ内は主な分掌事務）

児童相談所長

児童相談所副所長

管理係（庶務、予算、決算、等）

企画調整係（専門的対応に係る調整・支援、里親・施設支援、等）

医療連携担当係長（医療等の専門的対応に係る調整・支援）

相談係（虐待通告の受付・調査・社会診断・判定、一時保護の調整、等）

支援第一係・第二係（虐待通告を除く相談の受付、相談に係る継続支援、等）

心理係（心理診断、アセスメント、等）

一時保護所長

一時保護係（一時保護、生活支援、学習支援、行動観察、健康管理、等）

保護児童支援担当係長（一時保護児童の特別な支援に係る調整）

(2) 人員体制（一時保護所除く）

所長・副所長（管理職）、児童福祉司（25名）、児童心理司（13名）、保健師、一般事務

※ 会計年度任用職員

児童相談専門支援員（学識経験者等）、児童相談業務指導員（児童相談所勤務経験者）、虐待対応専門員（警察OB）、法的対応専門員（弁護士）、医療対応専門員（医師）、等

4 一時保護所

(1) 一時保護所の運営基本方針

- ① 子どもの安全を守り、安心して穏やかに過ごせる環境を提供します。
- ② 子どもの権利とアドボカシー(意見表明)を保障し、一人ひとりの生活を支援します。
- ③ 子どもの想いを受け止め、子どもに寄り添います。
- ④ 専門性を高める努力を惜しまず、常に実践から学び、児童福祉の専門家として誇りを持って職務に取り組みます。

(2) 入所定員

12名(男女各5名、幼児2名)

(3) 人員体制

一時保護所長(管理職)、一時保護係長、児童指導員・保育士等(20名)、看護師

※ 会計年度任用職員

心理療法担当職員、学習支援員、夜間支援員、生活支援員

5 社会的養護

(1) 社会的養護に係る基本方針

- ① 児童の最善の利益を第一に考え、子どもの特性にあった入所先を検討します。
- ② 必要に応じて一時保護を行い、児童の特性などを観察の上、各施設へ入所を依頼します。
- ③ 児童の状況について、児童票をはじめとした適切な情報提供に努めると共に、丁寧な説明を行います。
- ④ 児童の入所後も定期的に連絡を取り、施設を訪問するなどして児童の状況の把握及び家庭との調整に努めます。
- ⑤ 施設の退所にあたっては、児童本人や家族、施設、地域に対して事前に丁寧な説明を行い、計画立てて進めます。

(2) 里親

- ・「里親委託ガイドライン」に則り、社会的養護が必要な子どもについては里親委託を原則とする。
- ・里親に対して質の高い支援を行うため、里親支援に係る業務(普及啓発、里親に対する研修・トレーニング及び相談支援)を包括的に民間団体等に委託する。

(3) 児童養護施設・乳児院

- ・施設での養育を必要とする子どもが入所できるよう、各施設と情報共有や意見交換等を行う。
- ・中野区内にある愛児の家や聖オディリアホーム乳児院とは、施設の職員に対して区が実施する研修を案内するなどして連携を深め、相互の専門性を高める関係性を構築していく。